

令和4年 第2回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 2月28日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町防災センター2階会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三    2番 松井 正一郎    3番 松崎 久範  
5番 上野 光正    6番 坂元 洋子    7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史    2番 坂本 実    3番 橋口 昌央  
6番 小嶋 秀樹    7番 坂本 幸    8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名  
5番 永友 定己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第7号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について
- 第6 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第10号 非農地証明交付申請の承認について
- 第9 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第12号 農地の賃借料情報提供について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹    事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重    主査 大嶋 昌子  
(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和4年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番松崎久範委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日2月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、2月1日に、宮崎県農業振興公社と農地売買等事業に伴う農地買入事前調査会を行っております。

10日と24日に、あっせん委員会を開催しております。

16日に、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会の監査を行っております。

21日に、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区3条資格者の確定へ向けた取り組みについて打ち合わせを行っております。

同じく21日に、家族経営協定の調印式が行われまして、会長を立会人として、〇〇〇〇さん御夫婦と息子さんが、協定を締結されております。

※印で記載をしておりますけど、4日、14日、17日の会議、研修会等については、コロナウイルスの感染防止の観点から、いずれも中止となっております。

2月の総会関係でございますが、21日に現地調査を行い、本日28日が総会となっております。

なお、総会終了後には、引き続き、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3月の業務計画でございます。

3日から22日までの予定で高鍋町議会の定例会が開催されます。今回の議会は、令和3年度の各会計の補正、4年度の新年度予算、条例の一部改正などとなっております。

3月の総会につきましては、23日に現地調査、29日が総会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。

3ページを御覧ください。

4条申請1件、5条申請1件、2月14日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「合意解約届出書について」は御覧の1件です。  
御確認をお願いします。

[議長]

ただいまの報告2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5ページをお開きください。議案第6号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和4年2月3日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

畑 1, 375㎡ ほか2筆

2番 令和4年2月4日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*

田 861㎡

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申し出 担当委員 1 番 橋口 卓史 推進委員  
順番委員 8 番 宮越 美秋 推進委員

2 番 貸渡し 申し出 担当委員 2 番 坂本 実 推進委員  
順番委員 5 番 永友 定己 推進委員

よろしくお願ひいたします。

日程番号 5、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 ページをお開きください。

議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明書の交付について」です。

本案件につきましては、一ツ瀬川土地改良区の滞納処分による公売の案件となっているものであります。

入札の期日は、令和 4 年 3 月 15 日となっております。

農地が公売に出された場合、この農地を取得するため公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。

公売物件であっても、落札された者は農地法の規定による許可を受けることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第 3 条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可する

ことよろしいかを、合わせて審議いただくこととなります。

それでは、説明いたします。

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 2, 130 m<sup>2</sup>

申請人 高鍋町大字〇〇\*\*\*\*番地\*

〇〇〇〇

取得目的は、農地として利用するものです。

担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番。説明いたします。今回の案件は、買受適格証明書願いでございまして、今回願いを出されているのは、〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんところは、〇〇とか〇〇辺りで〇〇をよく作付けされておりました、皆さん御存知かと思えます。

機械等も十分に揃えられて、規模拡大のために畑を購入したいということで、証明書を発行してくれということです。

畑の場所は、12 ページを御覧ください。〇〇の前というよりか、広い真っすぐの道路がありますが、そこのハウスの大地の前の二反一畝です。

この買受適格証明書を発行するかどうかということですがけれども、全く問題はないと私は考えています。皆様の御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7番。〇〇〇〇ですけど、一時、田の土地は買わんとか言っていたけど、最近になってまた土地を増やすようになって、カライモの苗とか、それにそのカライモもまた作ったり、玉ねぎの苗とか、〇〇がもちろん1番ですけど、最近また、えらい畑を世話してくれというようなことも言い出したもんだから。適格者には最適じゃないかと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

落札者となって、農地法第3条の許可書が交付された後は、〇〇又は芋を作付けされる予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転。

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 2,016㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明します。申請地は15ページを見てもらうと分かるんですけど、〇〇線を西に上がりますと、〇〇があります。その交差点から、約100mほど行った左側にあります。

現状はもう〇〇が植えてありまして、きれいに整備されてました。

あと、〇〇〇〇さんはさっき言われたように、〇〇の今は会長をされております。

毎日のように畑の管理をされておるようです。

購入の目的は、経営規模の拡大ということです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員1番。



[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。

先ほど説明がありました、松崎委員の御意見と全く一緒です。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。14 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 7、議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。16 ページをお開きください。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* ほか 1 筆

畑 面積 307 m<sup>2</sup>

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、倉庫、資材置き場、駐車場、太陽光発電施設です。  
担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番。説明いたします。

○○○○さんから○○○○さんへのソーラー発電を造りたいことの許可申請  
であります。

場所は18ページと19ページを御覧ください。

これは、○○川ですかね、あそこを、10号線入ったところに川がありまし  
て、ちょっとここ複雑なんですけれども、東の方真っすぐ行って、右の方曲が  
るところに一軒家がありまして、そこを狭いところなんですけど、入りまして、  
そののちょっとした空き地というか、元、畑だったという感じのところでは  
す。

面積は3畝、300㎡くらいとなっておりますが、背の高さ、高い3mぐら  
いの太陽光を造りたいということで申請が出されております。

それで、土地代は○○○○円で、倉庫代が○○○○円、それに太陽光材料代  
が○○○○円で、合計が○○○○円ということで、そのこれちょっと安いなど  
思ったんですけれども、作られる人がそこに全て材料代が出るということで、  
安めに費用がなっております。

排水は問題はないと思われれます。あとは別に問題はないと、私は考えます。  
御審議のほどお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と

判断されます。売電による老後の生活安定を図るための太陽光発電施設の設置や、それに関する太陽光発電施設の資材置場にしたいということで、転用されます。

非常災害時には、発電した電気を地区の人に提供もされるそうです。申請地以外の場所で検討されましたが、土地代が高いことや太陽光設置の環境が備わっていないなどで断念し、申請地を適地と判断した旨の書面が申請書に添付されており、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと判断されます。

18ページから20ページを御覧ください。それぞれの図に申請地の位置等を示したものです。

続きまして、21ページを御覧ください。配置図です。赤い線の箇所に太陽光パネルを設置し、青い四角形の所は下の図のように、太陽光パネルの下に倉庫、非常災害時待機場所としてコンテナを設置されますが、水道やトイレはなく、汚水は発生しないとのことです。

申請地は、砂地で現在雨水は地下浸透で処理されており、盛土も行わないため、転用後も地下浸透する計画とのことです。太陽光発電施設の設置について、付近の住民に説明済みとのことです。

なお、万一問題が発生した際は、責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 426㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、倉庫、家庭菜園、露天駐車場、庭園、資材置場です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。本案件は農地法第5条の規定による許可申請の案件です。

申請人、○○○○さんから、譲受人の○○○○さんの所有権移転になります。

転用の理由といたしまして、現在申請地には、車の進入路や倉庫、庭、資材置場として既に使っておりまして、今後も利用したいということで、今回申請の手続きになりました。

申請場所ですが、23ページを見ていただきますと、上の広い道路が県道の○○に向かう道です。○○線の○○の前辺りで右の方に右折するというか、10号線に戻る道がありますが、そこに入りまして、2つ目の路地を入ったすぐの場所にあります。

現在の状況としまして、すでに倉庫等が建っており、中には様々な資材等が入っておりまして、使われております。

雨水等は自然浸透より、道路側の排水とされ、生活排水はないということですが、問題が起きることがない旨の確約書をいただいております。

そもそもこの案件は、25ページを見ていただくと分かりますが、昭和47年に住居を建てたときに進入路として、こちらの方を既に使っていましたが、農地法に関する知識があまりなかったということで、無断で使っていたんで、今後は十分に理解して、迷惑を掛けない、問題は起こさない旨の始末書もいただいております。

売買代金は○○○○円。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。

22ページから24ページは、それぞれの図に申請地の位置等を示したものです。

25ページを再度御覧ください。配置図です。敷地にはブロック設置により土砂流出はありません。

雨水については、自然浸透及び、道路側溝へ排水します。

なお、万一問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。

資金についてですが、全額自己資金ということで、事業費を上回る残高のある銀行の通帳のコピーが申請書に添付されており、資金についても問題ないと判断します。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* ほか1筆 田 659㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。この案件は、譲渡人○○○○さんから○○○○さんへの太陽光発電の設置に伴う所有権移転の案件です。

場所は27ページの地図を参照いただきますと、真ん中の道路が○○線になります。ちょうど中心辺りに3棟建っているのが○○でありまして、その○○の南側、下を流れる○○川の護岸沿いという形に申請地があります。周囲に民家は、東側にあるんですけども、西側には○○があるのみで、太陽光発電の設置に対して、問題はなかろうかと思えます。

反射等に関しても、業者の測定により問題はないということで、周辺の特に団地に対してですけど、反射等の問題は発生しないということでありました。

現状はヨシが茂っておりまして、若干荒れておりますが、特に問題はなさそうです。

雨水等につきましては、自然浸透、整地転圧して、砂利敷き、簡易舗装ということで、雨水は、自然浸透、もしくは、排水路に流すという自然流水による排水ということで、盛り土をしないために土砂等の流出もないということですので、問題が発生するわけじゃないということで、問題であればまた対処する旨の確約書が付いておりました。

造成費用は、土地代が、○○○○円、機材、工事費等合わせ、合計○○○○円。

全額自己資金により、通帳等の書類も揃っております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。譲受人は高鍋町内の山林での太陽光発電施設の設置を検討したとのことですが、地主間との交渉が不調に終わったことや、申請地は、日照を妨げる遮蔽物が周辺に建つ可能性がなく、太陽光パネル設置に適した土地と判断した旨の説明書が申請書に添付されており、第2種農地ですが、やむを得ないと判断します。

26ページから28ページはそれぞれの図に申請地の位置等を示したものです。29ページは配置図になっております。

松井委員も言われましたが、雨水については、隣接する水路に排水されます。

水路は東側の方は、高鍋町の管理で、南側は、宮崎県の管理する水路になっております。どちらとも雨水を流すことの協議が済んでおります。

また、北側の〇〇がありますが、管理する〇〇へ、計画を説明し、問題ないことを確認済みとのことでした。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* ほか1筆

登記地目 畑 現況 宅地及び畑 2,984㎡

所有権移転です。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、牛舎、堆肥舎及び倉庫用地です。  
担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番説明します。○○○○さんから○○○○さんへの所有権の移転です。申請地は、○○線を西に行きますと、○○の交差点がありますが、そこを右へ曲がり、○○の方に向かうと、○○から約500mほど手前に道路の南と北側に申請地があります。

41ページを見てもらうと、南側は一番下がったところに、倉庫と堆肥舎が現在あります。そこはもう今後もそのまま、そのまた南側に排水路が通っておりますので、雨水に対しては、問題ないと思います。

北側には道路より一番高いところに牛舎と家とがありますが、申請地の中に牛舎が半分ほど申請地にかかっております。

○○○○さんが転用の手続きをされていませんでした。この度JA児湯畜産継承支援事業を活用して、現在の牛舎の設備を整備すると、新しくまた牛舎と堆肥舎を新築し、その後、○○○○さんに譲渡するとのことでした。

雨水については、排水路に流すということで、問題ないと思います。

申請地と周りの宅地は、○○○○さんが自己資金で、○○○○円で購入するということで、通帳の残高の写しが添付されていました。また、牛舎等の建設費は○○○○円という見積書が出ていました。

あと、○○○○さんから始末書の添付がされていました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]



申請地の\*\*\*\*番\*は10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されます。

\*\*\*\*番\*は農業振興地域整備計画で畑として農用地区域に定められた農地です。農業振興地域整備計画において、「農業用施設用地」に用途変更申請をされており、農振法の11条公告（変更案の公告、縦覧）及び県との協議が終わっており、これから12条公告（変更決定の公告、縦覧）がされる予定です。

11条公告が終わっているため、転用申請をすることができます。2筆とも、原則、転用不可の農地ですが、転用目的が、農業用施設であるため、転用対象です。

申請地は、既に牛舎等建ててありますが、転用手続きが必要との認識がなく、昭和54年ごろ譲渡人の祖父が手続きをしないで、牛舎を建てたり、防風林を植栽しており、昭和60年ごろに牛舎を増築した際に、農地部分にはみ出して建設してしまったという旨の始末書が申請書に添付されております。また、譲受人の土地の選定理由として、畜産に適した土地であること、また児湯農協が「JA畜産継承支援事業」を行う土地であるため、代替地がないということで、転用はやむをえないと判断します。

雨水処理についてなんですが、41ページを御覧ください。

41ページの\*\*\*\*番\*ですが、緑の線で示した素掘りの水路から南側道路側溝へ排出します。道路側溝への雨水の排出について高鍋町建設管理課と協議済です。

牛の排泄物については、敷き藁（のこくず）に吸着し、堆肥化し畑に散布するため、汚水の発生はありません。また周囲に住宅もなく、臭い等の悪影響もありません。

\*\*\*\*番\*については、南側に接している一ツ瀬川土地改良区の水路へ、雨水を排出します。水路への雨水の排出について、一ツ瀬川土地改良区に確認済みで、水路が昭和57年に整備されているが、その前から申請地の倉庫等は建設されており、現状のままの使用であるなら、特に手続きは必要ないということです。

防風林の枝葉については、周辺に影響がないよう、定期的に管理をすることです。

資金については、児湯農協が「JA畜産継承支援事業」を活用し、既存施設

の改築や新たに施設を建設したのち、譲受人へ補助金差引金額で譲渡する計画です。

建築費は、〇〇〇〇円です。費用は、児湯農協が仮払いし、補助金と譲受人への貸付により相殺します。土地代は先ほども松崎委員が言ったとおり、〇〇〇〇円で全額自己資金で対応されます。

「JA畜産継承支援事業」は牛舎などの建築以外に農業機械導入や家畜導入費用も対象になっており、児湯農協がこの事業に取り組むことを理事会で承認を受けたことの証明、事業費を児湯農協が仮払いで対応することの証明、また、譲渡し後に児湯農協が譲受人に融資する予定であることの証明が申請書に添付されており、事業が確実に実行されることが証明されているため、資金について問題ないと判断します。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17ページにお戻りください。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 263㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅の建築です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明します。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の移転です。申請地は、〇〇線を西に進みますと、〇〇がありますが、そこから500mぐらい行った右側にあります。54ページを見てもらうと分かるんですけど、現状は、家とビニールハウス等が建てられています。

家につきましては、家の南側の一部が申請地にかかっております。

〇〇〇〇さんは家をリフォームされ、そのほかは、現状のまま利用を行うということです。

土地建物代が〇〇〇〇円で、リフォーム代が〇〇〇〇円で、銀行の融資及び自己資金にて賄うということです。

預金通帳の写しが添付されておりました。また、〇〇さんの顛末書が添付されておりました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

譲渡人の〇〇〇〇さんと宅地部分の所有者の〇〇〇〇さんは兄弟で、家を建設したのが、お二人の父親とのことです。家を建設したことは承知していたものの、何ら関知しておらず、父親が他界し、遺産整理をする中で、農地に家が建っていることが判明したとのことで、経緯や無断転用を行い、申し訳ない旨の顛末書が申請書に添付されております。

譲受人は現在息子さんと〇〇の借家にお住まいですが、町外にお住まいの娘さんお二人も一緒に住むことになり、家族全員で住める広さで、車が3、4台停められるスペースが必要であること、また、近いうちに県外に住む譲受人の父親と同居予定であり、転居をするための条件として、趣味の盆栽を続けられ

る環境であることや、バス停があること、水害に強い土地であることが示されており、家族の条件を満たすこの住宅の購入に至り、農地転用がされていなかったため転用の運びになりました。

西都市や高鍋町で物件を探したとのことですが、災害危険区域に指定されている場所や水害の心配がある場所で、断念したとのこと、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと判断されます。

48ページから51ページはそれぞれの図に申請地の位置等を示したものです。52ページから53ページは家の図面、54ページは配置図です。敷地は、周囲を既にブロックで囲まれており、隣接地への土地の流出はありません。

雨水は、自然浸透及び雨水枡で集水し、南側道路側溝へ放流します。住宅部分で発生する雨水は、合併浄化槽で浄化後南側道路側溝へ放流します。万一問題が発生した際は、責任を持って対処する旨の確約書が申請書に添付されています。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第10号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。55ページをお開きください。

議案第10号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 373㎡

所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上

の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地を復元するための物理的な条件整備が著しく困難なためです。

この件につきまして、担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。この案件は非農地証明願の案件でございます、申請地を〇〇線を〇〇方面に行っていただきまして、〇〇地区集落に入りまして、〇〇のバス停がございます。バス停から〇〇の方に約50mぐらい行ったところに、左の方に行く道、〇〇方面に行く道がありますが、その道を入れて、左に〇〇方面に入ってくださいと、57ページに出ておりますが、右側に上から下まで大きな道路が抜けてある、この道路に行きます。ちょうど〇〇と〇〇のちょうど中間地点ぐらいになりますが、申請地ここでございます。

申請地は、59ページに写真が載っておりますが、申請人の〇〇〇〇さんが平成18年に、父親より相続をされたということになっております。

申請地はお父さんが昭和41年から、お父さんが所有しておりましたけども、体調が体力の限界を迎えて、土地の手入れもできないような状態になってたと、申請人も時間を見つけては、〇〇より申請地まで足を運んで、手入れ等行っておりましたけれども、周りの人たちから、苦情が出だしたということで、現地にこの前現地調査で行ってみましたけれども、59ページに写真載っておりますように、人間の手ではやっぱり無理かなと、あと、農地に復帰させるのはちょっともう無理だろうということで、判断をしたところでございます。

よろしく協議方お願いします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号9、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。60ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 536㎡

所有権を移転する者 ○〇〇〇

所有権の移転を受ける者 ○〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへの所有権の移転です。申請地は、〇〇〇〇さんの所有する田の北側に隣接する、536㎡の田んぼです。〇〇〇〇さんに耕作や貸付の計画がないことから相談のうえ、今回の売買の話しがまとまったとのことでした。

申請地は、〇〇の交差点から〇〇坂の下に向かうと〇〇川にかかる〇〇橋を渡るとすぐ、東に道路なりに進んで行くと、Tの字の三差路にぶつかります。そこを東に5m行くと、南に行く、農道トラクター道路みたいな幅の狭い道路があります。そこを進むと、250mぐらいのところの一番奥の山の下の方の田んぼです。草刈りがしてありました。

令和4年3月10日、現金一括支払いで、〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 100㎡ ほかに2筆

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんと宮崎県農業振興公社と平成29年1月から今年の5月20日までの一時貸付けタイプ利用しての賃借契約を交わしてきましたが、期日満了に伴う所有権の移転を行うものです。

申請地は〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、1, 100㎡と、\*\*\*\*番\*、7, 598㎡、\*\*\*\*番\*、2, 700㎡、いずれも地目は畑です。延べ11, 398㎡で、場所は、〇〇より西に300mほど行った道路に面した北側の、以前は〇〇の跡地であります。

現状は、ほとんど手の付けられていない状態で、既存の建物やハウス等がそのままですが、〇〇〇〇さんに聞き取りを行ったところ、5月か6月にニラの

定植を行っていききたいとのことでした。

ほかの農地については、徐々に整備して有効活用していきたいとのことでした。

対価は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 1, 335㎡ ほか4筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの所有権移転の申請です。〇〇〇〇さんは〇〇の認定農家で〇〇地区を主たる水田を栽培されている農家です。今まで相対で賃借契約を続けてきましたが、〇〇〇〇さんには後継者もいなく、今後の農地の買い手のあっせんの希望をされてきましたが、なかなかその希望に応えられずにいたところ、以前から〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんに5筆あるうちの2筆を耕作していただいていた経緯から、〇〇〇〇



さんに後継者も出来たということを知り、今後も農地を守っていただきたく、無償での贈与を視野に相談したところ、快く引き受けていただき、そういった経緯から金額設定になりました。

申請地は5筆、〇〇\*\*\*\*番は、〇〇にあります、〇〇の〇〇があります、踏切より〇〇を東側に渡りまして、南に走ること、1kmほど行った先に、国道10号線から〇〇交差点横を流れる、〇〇の交差する位置に大体位置します。道の東に〇〇がありまして、その西側にあります。1,335㎡の田んぼです。

同じく〇〇\*\*\*\*番\*は、更にそのところよりも南に100mほど行った〇〇東側の297㎡の田んぼです。

続いて、〇〇\*\*\*\*番は、〇〇のあります踏切を渡らずに〇〇西側を200mほど北に進みまして、10号線に〇〇、今はもうやめてありますが、その横の滝から流れる〇〇の合流点のところに位置します。1,920㎡の田んぼです。

続きまして、〇〇\*\*\*\*番、912㎡は、〇〇西側、〇〇南側で、もう一筆の〇〇\*\*\*\*番、1,537㎡は、その南側に位置します。\*\*\*\*番につきましては、その横2筆も〇〇さんが以前から耕作されており、その一帯を一枚化して、整備されておりました。

また、すべての田んぼは、もう田植えの準備がされて、耕され、畦塗りがきちんとされておりました。

〇〇さんが〇〇さんに対して、低額でも構わないのでという意向もありまして、5筆まとめて対価は〇〇〇〇円となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から15番まで、15件の案件について、順次、説明を行ったあとに、

一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行ったあとに、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。62ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 999㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定の申請です。

〇〇〇〇さんは〇〇の〇〇で、白菜、キャベツ、水稻等の栽培、ほか作業受託等、多種に経営を広げる、認定農家です。

申請地は〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、3, 999㎡、\*\*\*\*番\*、1, 257㎡の畑です。

先ほど所有権移転の申請で説明しました、〇〇〇〇さんの案件の〇〇の東側の畑になります。2筆は隣同士になりまして、一枚に整備されており、以前は、〇〇さんは他の生産者の方に、芋を耕作していただいていたんですが、最近流行っております、基腐病に遭いまして、耕作を断念されての、あっせん申出がありまして、そのため作柄の違う〇〇〇〇さんが借り受けをして、今後、白菜、キャベツ等を植栽される予定です。

現状は、まだ芋のあとに耕された状態のままですが、今後、植付けを行っていきたいということでした。

耕作期間は10年間、金額は10a当り、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 645㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権設定の再申請です。申請地は〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*、645㎡と\*\*\*\*番\*、1,186㎡の2筆、いずれも畑で、〇〇の〇〇、〇〇を東に100数十mほど行きましたところに、〇〇〇〇さん、今はもうやめられて、売り出しになってるようでしたが、工場跡地の更に南側に位置する、〇〇との間の〇〇であります。

2筆隣同士ですべて整備されており、〇〇が植えられておりました。

賃借期間は1年間、賃借料は年間、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 340㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の更新です。〇〇〇〇さんは、認定農業者で、早期水稻、里芋、バレイショ等の栽培をされています。

申請地は、〇〇線の〇〇から北へ400mの十字路を西へ400mほど行った農地です。

現地を確認したところ、2筆が1枚になっていて、バレイショが植付けされていました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。63ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 6,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、認定農業者で、加工用甘藷、ブロッコリー等の栽培をされています。

申請地は県道〇〇線の〇〇から北西へ 8 0 0 m ほど行き、北側が〇〇の南側の農地になります。

現地を確認したところ、草が刈っている状態でした。

加工用甘藷を作付けされる予定です。

期間は 1 年で、賃借料は無償です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 2 4 6 m<sup>2</sup> ほかに 2 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇の前を真っすぐ南へ 2 0 0 m ほど直線に行った、右側に一段下、下ったところがございます。

3 筆ありますけども、1 筆になっておりました。

ロータリーがかけられて、きれいに整備されておりました。

〇〇〇〇さんは兄弟でありまして、ハウス、ピーマン、水稻を栽培される認定農業者でございます。

期間は3年で、賃借料は兄弟なのでございません。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 693㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇から前の道を西へ100mほど行ったところの道路沿いのすぐ右側でございます。

〇〇〇〇さんは、ハウスきゅうり、水稻、WCSなどを栽培される認定農業者でございます。

期間は10年で、賃借料は玄米で、〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

次の7番から14番まで、8件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は

省略いたします。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。64ページをお開きください。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 990㎡ ほか1筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への新規の中間管理事業を使った利用権貸借でございます。

申請地は〇〇の\*\*\*\*番\*については、〇〇の正面に農道があるんですけども、それを直線で真っすぐ行くと、150m先に行ったところの右側に申請地はございます。

現状はロータリーがかけられて、きれいになっていました。

もう一つの〇〇の\*\*\*\*番\*については、〇〇の〇〇の前の道路を西に道なりに進むと、〇〇〇〇さんの牛舎がございます。そこの道路を右に真っすぐ300mほど行った左側に申請地はございます。

現状はスイートコーンが植わっており、トンネルがしてありました。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 5, 259㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんから県農業振興公社へ中間管理事業を活用しての、新規での利用権貸借の申請です。耕作者は〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんは認定農業者で、水稻、キャベツ、白菜など幅広く耕作されております。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に、進むと、〇〇があります。〇〇を南に進むこと、250mほどのところの県道に面した、5, 259㎡の畑です。ロータリーがかけてありました。

使用期間は10年で、借料は年間10a当り、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 2, 500㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]



はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

〇〇〇〇は、認定農業者で、甘藷、麴米、麦等を作付けされています。

申請地は、〇〇から南に約350m先の十字路を右折して、約100m先を左折して、60mほど行った左側になります。農地は耕運がされていました。

契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。65ページをお開きください。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 354㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

〇〇〇〇は、認定農業者で、〇〇、甘藷、玉ねぎの苗等作付けされています。

申請地は〇〇地区の〇〇から、県道〇〇線を西に約10m先を左折して、5、60m行った左側になります。

3筆になっていますが、1枚で〇〇が作付けされてありました。

契約期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 9 6 9 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した利用権設定です。

〇〇〇〇さんは先ほども説明しましたので、省かせていただきます。

申請地は、〇〇の〇〇の西側で、〇〇の東側の間になります。農地は〇〇が作付けされてありました。

契約期間は10年間で、10 a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 6 3 3 m<sup>2</sup> ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して、〇〇〇〇との農地中間管理事業を活用した利用権設定です。〇〇〇〇さんは先ほど説明しましたので、省かせていただきます。

申請地は、〇〇から北に約 6 5 0 m 先に行った右側になります。  
農地は 4 筆でしたけども、1 枚で表が作付けされてありました。  
契約期間は 5 年間で、1 0 a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6 6 ページをお開きください。

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 3, 3 4 3 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。これまで相対契約で貸借されたものです。

申請地は、県道〇〇線の〇〇から南東へ 2 5 0 m ほどの農地です。耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、きれいにロータリーがしてありました。

期間は 5 年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 6,099㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

申請地は、県道〇〇線の〇〇から北西へ450mほどの農地です。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、きれいにロータリーで整地がしてあり、一部堆肥が置いてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。67ページをお開きください。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 1,840㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんとの新規の利用権設定です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、加工甘藷、加工大根等を作付けされています。

申請地は、〇〇から北に約 7 0 0 m 先の十字路を更に 1 0 m ほど行った、左側になります。

農地は草が刈られたただけでした。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当り 〇〇〇〇 円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[2 番]

いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[2 番]

ちょっと質問というか、教えてもらいたいんですけど。

[議長]

すみません。立ってください。

[2 番]

1 0 番と 1 1 番の案件、〇〇〇〇さんに貸す案件なんですけど、1 反当りの賃貸料がかなり違うんですけど、地番で見ると同じようなところになってるけど、なんでこんだけ差がついてるのか、現状の状態がやっぱり違うんでしょうか。

[議長]

はい。立ってください。

[推進委員 2 番]

〇〇〇〇さんの借地については、面積が 1 枚でほんとに狭い感じ。〇〇〇〇さんの方は、3 筆を 1 枚にして、広い感じになっているので、その差だと思います。

[2 番]

分かりました。

[議長]

そのほか何か質問はありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 15 番まで、15 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 15 番まで 15 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 10、議案第 12 号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。

事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。68 ページを御覧ください。

議案第 12 号「農地の賃借料情報提供について」です。

農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第 52 条によって行うものです。

農地法第 52 条を読み上げます。「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進

及びその利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とあります。

昨年1月から12月までの農地法第3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも掲載したいと考えています。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[7番]

いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[7番]

田んぼの方で、平均額が10,500円となっております。最高が23,900円、最低が4,000とえらい差があるんですね。これは水代を含めてとか、なんか理由があるのでしょうか。

[事務局]

お答えします。農業委員会を通した貸借分の去年一年間の一番高かったものと一番低かったものをこちらに載せている形です。

御存知のとおり、水代を耕作者が負担される場合と所有者が負担するのだけでも、賃料に上乗せしてくれっていうことでお話しされているケースはあります。

具体的に実際、最高額と最低額が出た案件っていうのがもちろんあるんですけど、最終的には所有者の方と耕作者の方の合意された金額ということで、それに基づいて、作らせていただいて、お示ししているものなので、すみませ

んけど、また御理解ください。

[7番]

はい。分かりました。

[7番]

ホームページに掲載するということですが、内容については掲載しないという。

[事務局]

はい。こちらに今お示ししている表を。よろしいでしょうか。

[推進委員8番]

すみません。いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[推進委員8番]

このハウス施設の部の。

[議長]

ちょっと待って、説明まだ。

[事務局]

ホームページ掲載とか、農業委員会の窓口に来られて、参考にしたいんだけど、なんかないとねって言われたときは、ここにある議案第12号っていう文字を外したものをお渡しするだけであって、中身の詳細とか、この案件はどこ辺やるかとか、誰と誰やるかっていうことについては、お答えはしないです。

以上です。



[議長]

はい。

[推進委員 8 番]

すみません。ハウス施設の部なんですけど、全部含んだもの、農地だけじゃなくて。建物から水から全てということ。

[議長]

この場合はハウスの農地に田を借りて、ハウスを作って施設も、全部含んでということですよ。

説明はこういうふうに通っていて、4 件で平均 27,600 円。

[推進委員 8 番]

ハウスごと。

[議長]

そうです。そうです。

[推進委員 8 番]

その土地に借りる人が建てることじゃなくて、ある分ですよ。

[議長]

ある分です。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和 4 年第 2 回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦労様でした。

(閉会 1 5 時 3 4 分)